

**市からの
お知らせ**

※詳細は市ホームページをご覧ください。

児童手当の支給

児童家庭課 児童係
(内線3617・3618)

児童手当の支給は10月10日(火)です。10月期の振り込みは、6月分から9月分までを支給します。

※振り込みは、通帳に記帳して確認をお願いします。また、口座へ入金される時間帯は金融機関によって異なります。

第71回浦添市戦没者追悼式

福祉総務課(内線3571)

先の大戦で亡くなられた御霊のご冥福と世界の恒久平和を祈念するため、戦没者追悼式を行います。

日時 10月10日(火) 午後2時開式

場所 浦和の塔(浦添城跡内)

緊急地震速報訓練

防災危機管理室
(内線2021)

緊急時における住民への迅速かつ確実な情報伝達のため、防災行政無線による訓練放送を行います。

日時 11月1日(水) 10時頃

健康づくり課

浦添市では皆さんの健康づくりのために、「健康チャレンジ手帳」を配布しています。

【健康チャレンジ手帳の内容】

- ・「手ばかり」簡単に普段の食事のバランスを確認する方法。
- ・「ながら運動」日常生活の中で簡単にできる運動の紹介。
- ・「体重増減表」体重だけではなく、頑張ったことや反省点が記録できる。

健康づくり課
☎(875) 2100

今より3kgやせたいあなた！

「やせたいけど方法がわからない。継続できない。」という人には、手帳配布時に専門スタッフが目標体重と一緒に設定し、肥満・メタボを防ぐポイントを一緒に考えます。

対象 18歳以上の市民、市内在勤、在学の人

費用 無料

受付時間 午前8時30分～午後5時(土日を除く)

配布場所 浦添市保健相談センター(健康づくり課)

産業振興課

(内線3162)

新しい働き方を提案するとともに、新たな人材確保・業務効率化の方法を紹介します。

日時 10月17日(火) ▼【第一部】午前10時30分～午後0時30分 在宅ワークセミナー
▼【第二部】午後2時～午後4時 働き方改革セミナー

場所 てだこホール 市民交流室

対象 【第一部】在宅ワーク等、新しい働き方を実現したいと考えている人(在宅ワークなど個人が新しい働き方を実現するためのノウハウを提供します)。
<https://goo.gl/cjBzdH>

【第二部】人材不足などの課題を解決し、働き方改革の実現を目指す事業所(人材不足や業務過多の課題を持つ企業の人が「働き方改革」をどう実現するべきなのか解説します)。
<https://goo.gl/7cLvHm>

参加料 入場無料

定員 200人

▲【第一部】の申し込みはこちら

▲【第二部】の申し込みはこちら

犬猫避妊・去勢助成事業

環境保全課
(内線3216)

民営法人が行っている犬猫の避妊去勢助成事業を2つ紹介します。

①(公社) 日本動物福祉協会 第24回 捨て犬・捨て猫防止キャンペーン

【応募方法】

必要事項を記入のうえ、次の宛先にハガキで応募。
〒141-0022 東京都品川区東五反田2-6-5 フロインデ2階(公社) 日本動物福祉協会「捨て犬・捨て猫防止キャンペーン」係

【助成頭数と助成金額】

○メス(犬・猫) 1万円 6

大猫避妊・去勢助成事業

00頭

○オス(犬・猫) 5千円 300頭

【応募期間】

9月1日(金)～10月31日(火) ※消印有効

【当選者の発表】

当選者のみ郵便で通知。

【ハガキに掲載する内容】

1 依頼者の氏名(ふりがな)、郵便番号、住所

2 電話番号

3 動物の種類(犬または猫)、性別、品種、年齢や月齢

4 動物の入手先

5 動物の健康状態

6 動物の呼び名

②(公社) 沖縄県獣医師会 平成29年度犬・猫避妊去勢手術助成事業

応募方法 事業協力動物病院

国民健康保険における一部負担金の減免制度について

国民健康保険課(内線3713～3715)

国民健康保険には、特別な事由に該当し生活が困難になったと認められる場合は、一部負担金の減額・免除・徴収猶予を申請できる制度があります。

【減免を受けることができる条件等】

1. 特別な理由

- 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、または資産に重大な損害を受けたとき
- 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき
- 事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき
- 重篤な疾病または負傷により、死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、または長期入院したとき

2. 減免の区分

【免除】 世帯主と被保険者の収入合計(必要経費控除後)が、生活保護基準の1.1倍以下の場合、一部負担金を免除します。

【減額】 収入合計(同上)が生活保護基準の1.2倍以下の場合、一部負担金の半分を減額します。

【徴収の猶予】 収入合計(同上)が生活保護基準の1.3倍以下の場合、猶予する期間内に一部負担金を確実に納付できる見込みがあるときは、6ヶ月以内で徴収を猶予します。

3. 減免の期間

申請した日から連続して6ヶ月以内

※支払猶予または免除をうけるには、事前に申請をし、証明書の交付を受ける必要があります。

※自己負担額を医療機関に支払った後で、遡って適用はできませんので事前にご相談ください。

申請方法

下記の提出物を国民健康保険課の窓口で申請してください。

①収入に関する証明書(給与明細や預金通帳等)②特別な理由に該当することが確認できる書類(罹災証明書や医師の意見書等)③保険証④世帯主の印鑑⑤本人確認ができるもの

平和を願う

～中学生平和交流事業報告～

本市では、「平和都市宣言」、「核兵器廃絶宣言」を柱に、戦争の悲惨さや平和の尊さを学び、次世代へと伝えていくことを目的として、平成8年度から中学生平和交流事業を実施しています。22回目となる今年度も、11人の団員(中学生10人、うらおそい歴史ガイド1人)が浦添・沖縄戦や長崎での原爆の実相を学び、平和な世界の実現について考えました。

沖縄戦を学ぶ

7月の夏休みが始まっすぐ、団員は県内での研修で市内にある前田高地や周辺のガマの他、平和祈念資料館などの施設を見学しました。また、首里司令部壕、轟の壕(糸満市)などの戦跡を訪れ、当時の過酷な状況を想像しながら、暗闇の世界を追体験しました。

久志勇雅さん(浦添中)は「チヂフチャーガマの中はかなり暑くて暗く、虫がたくさんいて、こんなところになぜと住民が隠れていたのかと考えると苦しかったんだろうな」と、野原日菜乃さん(浦西中)は「轟の壕の中は暗くて明かりが無くては歩けない状態で、今まで私が思っていた以上に残酷で過酷な労働があったことに衝撃を受けました」とそれぞれの体験を語りました。

29日には「おきなわピースサミット2017 in 沖縄市」に「平和大使」として参加し、県内9市町村から集まった同世代の子どもたちと、戦争や平和について考えました。

▲足元に気を配りながら轟の壕に入る生徒たち

原爆の実相を学ぶ

団員は8月8日から3日間、長崎市を訪問し、戦跡巡りや青少年ピースフォーラムで原爆の実相を学びました。フォーラムでは被爆体験者の講話を聞き、全国から集まった生徒らと活発な意見交換を行いました。

9日には平和祈念式典に参列し、世界平和を願い、犠牲者のご冥福を祈りました。

儀間大輝さん(仲西中)は「ピースフォーラムでのグループ学習を通して、自分とは違う考え方に触れ、共に平和を願う対応策を考えながら、平和宣言を作りました。長崎の地で核爆弾の恐ろしさを学んだことをきっかけに、精一杯平和について多くの人に伝えていきたいと思います」と力強く意気込みを述べました。

▲長崎平和記念像前で各学校で考えた平和メッセージを朗読する様子

宮崎県日向市との交流会

8月18日、浦添国民学校(現在の浦添小学校)の疎開先であった日向市の平和交流団との交流会を開催しました。交流会では、疎開体験者の講話を聞いた後、体験者を囲んでグループワークを行い、疎開先での生活の様子や帰沖後の状況を聞き取りしました。

**ピース
メッセンジャー認定**

研修を終えた平和交流団員は学習した成果を副市長へ報告した後、ピースメッセンジャーとして認定されました。今後は、今回の研修で学んだことを生かし、平和を発信する担い手として活動します！

▲宮崎県日向市の平和交流団との交流会